

**2015年度第1回
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業
FAQ（よくあるご質問と回答）**

No.	質問	回答
事業全般		
1	民間企業等の「等」とは何か。	<p>本事業において「民間企業等」とは、日本国内で登記されている法人であつて以下に該当しないものとなります。なお、地方自治体等登記を要しない団体も、民間企業等には該当しません。</p> <p>①我が国会社法第2条第2号に規定される外国会社 ②特定非営利活動法人</p>
2	次回の公示はいつ頃を予定しているか。	未定です。公示に係る情報は、弊機構ホームページにてご確認ください。
3	開発途上国の社会・経済開発に資する分野とは何か。	<p>例えば以下の分野です。</p> <p>教育、保健医療、社会保障、上下水、防災、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、民間セクター開発、農業・農村開発、水産、自然環境保全、環境管理、都市・地域開発 等</p> <p>我が国ODAにおける重点課題（開発分野）については、外務省が公表する「分野別開発政策」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/）をご参照ください。</p>
4	中小企業を対象とするJICAの「普及・実証事業」との違いは何か。	<p>本事業は、以下の点において「普及・実証事業」との違いがあります。</p> <p>①中小企業のみならず、本邦登記法人を対象とする点 ②業務委託契約の上限金額が2,000万円である点 ③普及・実証事業は原則1か国のみが対象だが、本事業は複数国対象の提案も可能としている点 ④本事業では規模が比較的大きいインフラやシステムも対象となる点 ⑤本事業の対象となる開発分野が限定されていない点</p>
5	同一の提案者が、複数の企画書を提出することは可能か。	<p>同一或いは著しく類似した内容で複数の提案を行うことはご遠慮ください。</p> <p>異なる内容で複数の提案を行うことは可能ですが、事業提案者の本事業実施体制、業務従事者の重複配置等、本事業実施計画の妥当性を確認をさせていただくこととなります。</p>
6	「相手国政府関係者」の定義は何か。	<p>相手国実施機関の職員即ち、中央政府及び地方政府並びに特別な法律によつて設立された公社等法人の職員を主に指します。国公立の病院、学校等もです。なお、本邦受入活動及び現地活動の相手国参加者の一部に、相手国実施機関の職員以外の者を含めることは可能です。相手国実施機関の職員以外の者の本事業参加については問39の回答をご参照ください。</p>
7	JICAが優先度を置く国・地域や分野はあるか。	募集要項項番第2の5.「応募勧奨分野」を参照ください。
8	日本の制度の説明のために、本邦の省庁関係者やJICA専門家を紹介してもらうことは可能か。	必要に応じて可能ですが、本人が協力に同意することは確約できません。また、紹介可能な関係者にも限りがあります。本邦の省庁関係者については、提案者独自のネットワークにより協力の内諾を得ていることが望まれます。
9	公示後の業務説明会は実施するのか。	9月29日（東京）、10月2日（関西）に開催予定です。ホームページにて所定の手順に沿つてお申込みください。なお、説明会終了後、当日の説明資料を当機構ホームページ上に掲載予定ですので、適宜ご参照ください。
10	事業完了後、事業の評価等は行うのか。	本事業実施後のビジネス展開の状況を確認することを検討しています。
11	現地にて自社独自に実証事業を行っている場合、本事業の対象となるか。また、過去の実証で要した費用をJICAとの契約内でカバーすることは可能か。	既に実施中の事業と同様の取り組みは対象外となります。スケールアップや異なる地域での活動に関しては対象となる場合もあります。なお、契約日以前に発生した費用の計上はできません。
資格要件・応募要件		
12	本事業の後、必ずODA事業化する必要があるのか、また、本事業の実施によりODA事業化が確約されるのか。	本事業はODA事業化に限らず、開発課題の解決に貢献する民間企業等のビジネス展開を支援する事業です。ODA事業との連携可能性は審査の対象となります。が、本事業の実施がその後のODA事業化を確約するものではありません。

No.	質問	回答
13	上限額を超える提案は不可なのか。	上限額の範囲内でご提案いただくようお願ひいたします。
14	契約期間が最長2年間となっているが、1年目にA国、2年目にB国を対象に同じ活動を行うことは可能か。	可能です。
15	相手国政府関係者と一切面識がないが、応募可能か。	可能ですが、相手国政府関係者との事前調整の状況は、審査に際しての加点項目となります。（審査基準の3「本事業の実施計画」における項目「事業の提案にあたり、事前に必要な準備を行っているか」）本邦受入活動や現地活動の対象とすべき政府関係機関については、予め当該機関との関係形成を図った上で、提案事業に対する感触等について得ていることが望まれます。
16	本邦受入活動あるいは現地活動、どちらか一方のみ行うことは可能か。	可能です。
17	本事業にはコンサルタントも参画できるのか。	日本の製品・技術・ノウハウ・システム等の普及・活用を図るためのビジネスを本事業終了後に自ら現地で行う計画を有さない場合は、代表法人ではない共同企業体構成員として参画するか、事業提案者が起用する「外部人材」として参画することが可能です。後者の場合にJICAが負担可能な費用は直接人件費（外部人材）、旅費、その他原価、一般管理費等となります。
18	直接的なビジネスの担い手とはなり得ない法人が共同企業体の代表法人となることは可能か。	直接的なビジネスの担い手とはなり得ない法人が共同企業体の代表法人となる場合は、当該法人が自らの技術・ノウハウ等に基づき本普及促進事業を主導する役割を担うことと共に、共同企業体の構成員が開発課題解決に資する具体的なビジネス展開の計画を有すること、代表法人が当該ビジネスにおいて積極的な役割を担うことが企画書を通じ確認できる限りにおいて、ご応募いただくことは可能です。
19	共同企業体を構成して応募することは可能か。	可能です。 ただし、本事業では、事業提案者の直接人件費はJICA負担対象外としている関係上、共同企業体を構成する場合、その構成企業に関しては、直接人件費の支払は対象外となる点にご留意ください。なお、共同企業体を構成する法人の数は、最大で5法人までとします。
20	本事業には、会社法上の外国会社や自治体、NPO法人が参画できる余地はないのか。	事業提案者（共同企業体の構成員を含む）として参加いただくことはできませんが、「外部人材」として本事業の業務従事者となることは可能です。この場合、直接人件費（外部人材）、その他原価及び一般管理費等を本事業業務委託契約金額に計上できます。
21	提案者の業種は問わないのか。	本事業提案者の業種は問いません。 本事業提案者は募集要項に記載の参加資格要件を満たしていることが必要となります。
22	ソフトウェア開発等、製品を持たない企業も応募可能か。	可能です。本制度は、我が民間企業等の製品のみならず、技術やノウハウ、そしてこれらを包含したシステム等の途上国への普及を図るものです。
23	JICAの他事業（協力準備調査（BOPビジネス連携促進）等）で既に業務委託契約を結んでおり、当該業務委託契約終了後に次の事業展開へのステップとして本事業を活用することは可能か。	可能ですが、本事業による追加支援の必要性を十分精査しつつ審査することになります。
24	事業提案者もしくは共同企業体構成員に非常勤として勤務する者、もしくは、派遣労働者として勤務する者を業務従事者に加えることは可能か。	非常勤として勤務する者については、同人が事業提案者、又は共同企業体で応募する場合にあってはその構成員に雇用されている者であるか、事業提案者又は構成員の役員として氏名が登記されている者であれば可能です。詳細は採択後に実施する契約交渉にて確認させて頂きます。 派遣労働者については、事業提案者若しくは共同企業体構成員に雇用されている者ではなく、事業提案者又は共同企業体構成員が有していない高度な知識・能力を持つとも想定されないため、直接人件費（外部人材）に基づく要員としての参画も含め、業務従事者となることは困難です。なお、派遣労働者が業務従事者を補助する場合には、同労働者の費用は「その他原価」にて支弁されることとなります。
25	事業提案者は事業対象国に生産やサービス実施の拠点となる現地合弁会社の設立を行う等、当該国に直接進出を目指すものが本事業の応募要件か。	直接進出に限らず、国際取引の実施、現地法人への生産委託・技術（ライセンス）供与等により、本邦民間企業等の製品、技術、ノウハウの当該国における普及を目指す、或いは（インフラ）システム等の輸出を目指すものであることが応募要件となります。 なお、上記普及等により開発効果が長期に亘り発現することが望ましく、直接進出を行わない場合は、製品、技術、ノウハウ等の普及を実現する手段（商取引等）が長期に持続する提案が望されます。

No.	質問	回答
26	部品は本事業の普及対象に含まれるのか。	顕著な開発効果が期待できる部品であれば対象となります。例えば、浄水場の膜ろ過システムに用いる膜や自動車排気ガス浄化装置に使われるフィルター等が考えられます。顕著な開発効果が期待できるとは、①開発効果はもっぱら当該部品の性能に依存することが明らかであること、及び②効果の規模を確保するために当該部品が対象国において相当程度普及する（使用される）ことが期待できることの2点が満たされることと考えられます。
27	製品には消費財も含まれるのか。	含まれます。原材料を現地に調達し生産する栄養食品など、開発途上国の人々の生活の質の向上に貢献する消費財は本事業の対象となります。また、日本の優れた技術・ノウハウにより製造される原料、材料などもこれによる開発効果が明らかであれば対象となります。開発効果については問26的回答をご参照ください。
28	外部人材は日本国籍を有している必要があるか。	日本国籍者だけでなく、外国籍者とすることも可です。
29	提出資料の財務諸表のうち、キャッシュフロー計算書を作成していないが応募可能か。	やむを得ない場合は貸借対照表及び損益計算書のみをご提出ください。但し、財務状況について追加で質問する場合がございます。
事業対象国・対象機関		
30	JICAの在外事務所等が存在しない国での事業は応募不可なのか。	効率的な事業実施や安全管理上の観点から、JICA在外事務所等が存在する国を原則としていますが、高い開発効果や実施上の意義が認められる場合はその限りではありません。
31	複数国にまたがる提案も可能か。	可能です。ただし、複数国を対象とするに足る事業実施体制や、各国実施機関との事前調整等が行われているかを確認させていただくことになります。また、JICAとの契約上で機材調達を行う場合、各々の国に対する意向確認が必要になり、事業開始に時間を要する可能性もありますので、ご留意ください。
32	中国を対象とする案件は提案可能か。	提案自体は可能ですが、对中国案件については、我が国の対中ODAが日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためになる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。
33	現地の民間企業は「相手国実施機関」に該当しないのか。	当該企業が、相手国の特別な法律で設立された法人ではない限り該当しません。また、政府出資の合弁会社を実施機関とするご提案は対象外となります。但し、本邦受入活動及び現地活動の相手国参加者の一部に、相手国実施機関の職員以外の者を含めることを認めます。相手国実施機関の職員以外の者の本事業参加については問39的回答をご参照ください。
34	採択後に協議議事録が取り交わせない場合、採択は取り消しになるのか。	取り消しになる可能性があります。機材調達を含む提案において、相手国実施機関とJICA間の協議議事録の署名を終えていない段階では、事業提案者とJICAは本事業に係る業務委託契約の締結は出来ません。
35	相手国実施機関から協議議事録の取り交わしに要する期間はどの程度を見ているのか。	協議議事録の署名には、相手国実施機関に事業の概要につき理解を得ることが不可欠である為、採択企業には業務計画書（英文）を作成していただきます。協議議事録の署名までの期間は1~2か月程度を想定していますが、国・案件によっては更に時間を要する可能性がありますのでご留意願います。
36	相手国実施機関が複数にわたる場合、すべてから協議議事録の署名を取得する必要があるのか。もしくは1つに絞るのか。	原則として、本事業の対象となる相手国実施機関全てから取得する必要がありますが、これらの機関が上下の関係にある場合（例：保健省と国立病院、農業省と農業試験場など）、上位に位置する機関のみから取得する形も想定します。ただし、本事業を通じて調達した機材の設置を想定している相手国実施機関は全て協議議事録の署名先に加えることを予定しています。なお、複数の相手国実施機関を事業対象者として想定する場合は、本事業で実施する各活動への参加機関と度合いにより機関毎に要する時間は異なることが考えられ、協議議事録の署名の完了には一定の時間を要することをご了解ください。
37	相手国実施機関からの同意は、必ず中央政府から取得する必要があるのか。	地方政府の独立性が高い国では、中央政府を介さずに事業実施が可能な国も少なくないため、国に応じて判断します。
事業内容（本邦受入関連）		
38	本邦受入活動に参加する人数に上限はあるのか。	上限は設けておりません。受け入れる人材、人数の妥当性が分かるよう企画書に記載願います。

No.	質問	回答
39	相手国政府関係者「等」とあるが、本事業の現地活動並びに本邦受入の対象として、民間関係者も含まれると理解して良いか。	民間関係者も含まれます。 但し、本事業の主な対象は開発途上国の政府関係者であり、民間関係者を対象とするのは、将来のビジネス展開において重要な役割を果たす等の理由があると見做され、当該民間人材の来日が相手国政府によって了承されている場合に限られます。
40	相手国政府関係者と民間関係者の双方を受け入れる場合、相手国政府関係者が主となるべきことは理解したが、民間関係者をどの程度の割合まで含めて良いか、上限等はあるか。	明確な上限はありません。 但し、本事業の目的が相手国政府関係者（相手国実施機関）の日本の製品・技術・ノウハウ・システム等の理解を深めてもらい、当地での普及・活用を促進することにありますので、政府関係者を中心とした構成となるようにしてください。 政府関係者以外の者を本事業の対象とする場合は、その必要性について明確に提案書に記載してください。なお、政府関係者以外の者については、事業提案者又はその関係会社、若しくは共同企業体にあってはその構成員又はその関係会社の現地法人、合弁会社の関係者は対象外とします。
41	本邦受入活動に際して来日者の日当・宿泊費は提案者負担となるのか。参考基準はあるか。	提案者負担となります。 本事業に適用する基準は特に設けておりませんが、ご参考迄にJICAの技術研修員に支払われる生活費及び宿泊料は以下の通りです。 ・一日あたりの生活費：3,833円 ・一日あたりの宿泊料：8,000円（但し、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び政令指定都市においては10,000円） 但し、支給する金額が、常識的に考えて著しく高額である等、外国政府の職員等の外国公務員に対し、当該国の贈賄罪に該当するような贈賄行為及び不正競争防止法に違反するような贈賄行為を行ったと見做されることがないように注意してください。外国公務員贈賄防止指針を経済産業省が公表しています。以下のURLからダウンロードできますのでご参照ください。 http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150730008/20150730008-1.pdf
42	本邦受入活動に際しての来日者の日当や宿泊（食事、社員寮等）を現物支給することは可能か。	相手国実施機関が了承する限り可能です。 但し、支給する現物の価格が、常識的に考えて著しく高額である等、外国政府の職員等の外国公務員に対し、当該国の贈賄罪に該当するような贈賄行為及び不正競争防止法に違反するような贈賄行為を行ったと見做されることがないように注意してください。外国公務員贈賄防止指針を経済産業省が公表しています。以下のURLからダウンロードできますのでご参照ください。 http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150730008/20150730008-1.pdf
43	第三国での受入活動を行うことは可能か	原則、本邦のみとします。
44	査証取得や航空券手配、国内移動等、本邦受入実施にかかる手続き業務一般を外注したいが、そうした費用は支弁可能か。	ご質問の費用は、受入人数に関わらず、一律75,500円に本邦受入日程（来日日から離日までの日数）を乗じた金額を「本邦受入活動業務費」として業務委託契約金額に計上することができます。
45	本邦受入に係る手続き業務一般を外注する業者を紹介してもらえないか。	特定の業者の紹介はいたしません。 JICAの技術研修員受入業務や他機関の招聘事業などの業務などを受託している法人や旅行代理店等がご質問の業者に該当すると考えられます。
46	JICA国内機関の宿泊施設を利用することは可能か。	原則、提案者に民間ホテル等を手配いただく形を想定していますが、JICA国内機関の宿泊施設利用について特段の希望があれば、ご相談に応じます。なお、この場合の宿泊料（朝食込）は当機構所定の金額を申し受けます。
47	事業提案者の現地法人関係者を本事業の枠内で本邦に受け入れることは可能か。	不可です。 なお、相手国実施機関の職員以外の者（民間関係者等）の本事業参加については問39の回答をご参照ください。
事業内容（現地活動関連）		
48	事業提案者にて相手国政府関係者との>Contactを有さない場合、初回の現地活動をどのように実施すれば良いか。	初回の面談はJICAの現地事務所を通じて設定します。二回目以降は各事業提案者が自ら調整してください。 但し、本邦受入活動や現地活動の対象とすべき政府関係機関については、予め当該機関との関係形成を図った上で、提案事業に対する感触等について得ていることが望まれます。
49	現地でのワークショップ開催にあたり、必要な現地関係先への告知には協力してもらえるのか。	事業提案者が適当な連絡先の情報を必要とされる場合は、JICAが有する現地関係者情報の中から適当と思われる者・組織の情報を提供します。その後の現地関係先への案内や調整は、原則各事業提案者にて直接行ってください。
50	現地活動のために現地にて事務所や土地等を賃借したいが、その賃料を計上できるか。	原則として、管理費により対応願います。

No.	質問	回答
51	現地傭人の移動費・宿泊費も実費ベースで請求可能か。	可能です。
52	当該技術に知見を持ち、現地事情に精通している第三者として、日本企業の現地関係者（邦人）を活用する予定だが、この場合、当該費用は現地再委託費、直接人件費（外部人材）のいずれに計上されるのか。	最終的には契約交渉での判断となりますが、現地情報に精通しているだけであれば現地傭人費として計上するのが適切と考えます。ただし、当該日本企業に事業の一部を再委託する場合であれば、現地再委託費として計上してください。コンサルタント等の専門性の高い現地人材を活用するのであれば、外部人材として計上することも可能です。いずれの場合も、当該日本企業が、事業提案者、共同企業体にあってはその構成員の現地法人又は合弁会社である場合は、現地傭人費、現地再委託費、外部人材の何れも対象となります。
53	現地コンサルタントを活用する場合、外部人材として外部人材活用費の中で計上するのが適当か、それとも再委託費や現地傭人費で計上するのが適当か。	業務内容等により判断が分かれる可能性があるため、最終的には契約交渉での判断となります。問52の回答をご参照の上、いずれかに計上ください。いずれの場合も、事業提案者、共同企業体にあってはその代表者が現地コンサルタントと直接契約を締結して頂く必要があります。
54	外部人材の居住国から本邦又は本事業実施対象国までの往復航空賃、日当・宿泊料等の必要な直接経費は計上できるのか。	「旅費」において、契約金額上限の範囲内で計上可能です。 居住国から事業実施対象国への運賃は、本邦一事業実施対象国運賃を上限とします。
事業内容（機材調達関連）		
55	契約金額の殆どを機材費として、現地・本邦の活動費は提案者負担とする内容で契約可能か。	原則、機材費のみならず活動費も契約に含める形でご提案願います。募集要項項番第5の冒頭に記載のとおり、本事業は補助金事業とは性格が異なるものであることに加え、本事業の主たる目的は、相手国政府関係者の理解を深めることにあり、このための活動（本邦受入及び現地活動に係る費用）が契約金額の中心になるものと想定しています。問78の回答もご参考ください。
56	本事業の中で、施設建設を行うことは可能か。	施設建設のための費用は、普及促進する対象コンポーネントの一部として、施設建設が不可欠な場合に限って「機材購入・輸送費」の現地工事費として計上可能です。
57	機材の据付に係る経費は計上可能か。	可能です。 機材据付のために技術者を本邦から派遣する場合の労務費は、「機材購入・輸送費」に、据付に必要な現地技術者の雇用や現地業者への工事作業の委託は、「現地傭人費」、「現地再委託費」に計上することができます。
58	自社で開発したソフトウェアを自社製品として調達する場合や、現地の状況に合うようにカスタマイズする際の費用は、JICAにて負担することは可能か。可能である場合、開発やカスタマイズに要する人件費は負担可能か。	「機材購入・輸送費」に計上いただくことが可能です。費用は原価にて計算されますが、原価に事業提案者等の人件費（労務費）も含まれます。なお、弊機構が費用を負担した資機材の所有権は弊機構に帰属しますが、資機材がソフトウェアである場合は、当該ソフトウェアに係る知的財産権は弊機構に移転しないこととします。
59	前項の質問に関連して、自社製のソフトウェアの場合と、他社から仕入れる場合について、それぞれ原価はどのように算出すればよいか。	自社製品（子会社・グループ会社製を含む）の場合は製造原価を、他社から購入する場合は仕入れ原価をご提示いただきます。 但し、既に開発済のソフトウェアをそのまま本事業に活用される場合は、追加コスト等が発生しないことから製造原価として認められず、本事業提案に際して追加的に発生する製造費用のみしか認められない可能性があります。 個々の提案内容によって対応は異なることが想定されますので、採択後の契約交渉で確認させていただきます。
60	資機材の所有権は本事業実施中は、機構が有し、本事業終了後に相手国実施機関に移転するが、付随する知的財産権は移転しないという解釈で問題ないか。また、相手国実施機関に転売、権利譲渡、再使用許諾等について契約上の義務として制限を課すことは可能か。	資機材に付随する知的財産権は事業提案者に残ること、また、事業提案者の許可なしにこの転売、転用等を行うことを禁ずる旨は相手国政府実施機関との協議議事録において確認することとなります。但し、右協議議事録の締結をもってしても、リスクを排除することは難しい点は予めご理解願います。
61	複数の他社から中古機材の購入を考えているが、見積りはどうすればよいか。	原則として中古製品の購入は認められません。
62	製品原価について、すべてカスタム品でカタログ価格がない場合にはどう計上すればよいか。	何等かの方法で原価の説明をして頂く必要があります。
63	機械の運転に必要な電気・水道料金、薬品費は経費として計上できるのか。	資機材の運用に関わる費用は事業提案者側の負担となります。
64	資機材購入に關し、注文を受けて一品一品製作しているため、「自社製品」であっても製造原価計算書の作成が不可能（個数が多く、棚卸もない等）だが、「他社から資機材を購入する場合」として購入したものを作成する、という考え方となるのか。	「自社製品」を「他社から資機材を購入する場合」として読み替えることは不可です。自社製品として製造するに当たり、材料費等を購入する場合は、同経費を計上・請求可能です。個数・棚卸が無くても、適切な原価の説明が必要です。

No.	質問	回答
65	機材を第三国から調達して現地へ搬入する場合の輸送費は計上可能か。	第三国から調達されることについて、その必要性、妥当性等を確認させて頂き、認められれば計上することができます。
66	機材は自社で負担するが輸送費だけ計上することは可能か。	可能です。但し、やむを得ない事情により本邦へ持ち帰らない場合は事前に対応についてJICAに協議願います。
契約・支払関連		
67	事業開始段階での前払の請求、また、事業途中での出来高に応じた支払（部分払）は請求可能か。	前払については、契約金額の4割を上限として可能（請求対象は管理費、消費税・地方消費税を除く費用）ですが、保証の措置を講じていただく必要があります。また、契約書で規定する業務の一部が完了したときに、当該業務に係る（中間）成果品及び契約金相当額計算書を提出し、当該成果品が検査に合格すると請求の権利が生じます。請求可能な「部分払金額」は以下の式で算定されます。 部分払金額≤契約金相当額 × (9/10 - 前払金額／契約金額)
68	前払いを受け取る際の保証については、金融機関以外でも対象となるか。	金融機関、もしくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社による保証が必要となります。
69	前払請求/部分払請求から支払までの期間はどの程度か。	概ね1か月程度を予定しています。
70	前払いを受け取る前に支出を行うことは可能か。	契約日以降であれば、前払前に支出を行うことは可能です。
71	報告書作成費は計上できないのか。	管理費にてご対応願います。
72	通訳の傭上は可能か。可能な場合、どの費目で支弁できるのか。	真に必要な場合は、開発途上国における現地活動において傭上する通訳については「現地傭人費」から、本邦受入活動においては「直接人件費（外部人材）」に計上することができます。
73	直接人件費（外部人材）、もしくは現地再委託費及び現地傭人費で、自社の子会社やグループ会社に属する者を活用することは可能か。	子会社・グループ企業を含む関連会社の関係者を、直接人件費（外部人材）を用いて傭上することは不可とします。
74	契約交渉の期間はどの程度か。また、交渉成立の期限などはあるのか。	対面による契約交渉並びに交渉前後の書類のやりとり等も含め、概ね1ヶ月程度を予定しておりますが、内容により前後します。交渉成立の期限は特にありませんが、機材調達を行う案件に関しては、相手国政府の意向確認（協議議事録署名）を終えることが契約締結の前提となります。
75	本事業の業務委託経費を受け取る際の専用口座は新たに開設する必要があるか。	前払または部分払を受ける場合は、専用口座を開設することをお勧めしますが、そうでない場合は既存の口座で構いません。
76	現地での研修を行う際に国家公務員に協力を依頼する予定だが、国家公務員に対する報酬の支払いに問題はあるか。	相手国の公務員に対する支払は、原則対象外となります。ただし、法律や組織上規定等を通じ、当該機関ないしは当該機関職員が外部からの収入を得ることを許可されている場合は対象とすることが可能です。
経理関連（予算・見積り等）		
77	本邦受入活動、現地活動、機材調達費の割合について制限はあるか。	提案内容や対象国によってこれらの構成比は変わるとと思われ、割合についての制限は設けていませんが、事業の目的と合致した見積内容になっているか否かについては、審査の段階で確認させて頂きます。なお、本事業は提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なるため、上限金額内において、事業提案者の技術に対する相手国政府関係者の理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、バランスよく計上されていることが望されます。問56的回答もご参照ください。
78	契約額に対する直接経費の割合に上限はあるか。	上限はありません。業務の必要性に合わせ、問55の回答にも留意頂きつつ、適切に積算してください。
79	現地での接待交際費は経費として認められるか。	認められません。尚、募集要項にも記載のとおり、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので注意が必要です。また、日本の競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となり得ます。